

ですが、ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会のメンバーと全国ハンセン病療養所入所者協議会の方たちと一緒に幹事長室に要望に行きました。

厚労省では、辻副大臣に御対応いただいたといふことで、ありがとうございました。

入所者の平均年齢は八十二歳となっており、病気に対する医療だけではなくて、やはり介護として生活全般における支援が必要になつている方々が本当にふえている中で、行政のスリム化という国家公務員の削減方針によって、漏れなく、療養所における職員の数も減少している。医師を含めての欠員は、甚大で、恒常的なものになつております。人手が足りないために、お風呂に毎日入りたいけれども、週に二、三回しか入れてもらえないというようなお話をお聞きしました。

定員については総務省の管轄になると思いますので、副大臣の方からもぜひ総務大臣に御理解いただけるようにお願いをしていただきたいということ、医師・看護師の確保については、厚労省で責任を持つて、さらなる御努力をいただきたいというふうに思います。

国の誤った政策によってこのような状況に置かれている入所者の皆様方が将来に不安を抱かないように政府で取り組んでいただきたいと思いませんが、厚労省の今後の対応について、お考えをお聞かせください。

○辻副大臣 御指摘をいただきました国立ハンセン病療養所の医師及び看護師の確保につきましては、地方自治体・関係機関等へのさまざまなお働きや調整など、必要な人員確保に向けて、厚生労働省としても取り組んできたところでございます。

また、厚生労働省のホームページに各施設の医師、看護師募集に関する情報の掲載、パンフレットの作成、全国の就職説明会への参加など、医師及び看護師確保に取り組ませていただきたいところでございます。

しかしながら、全国的に医師及び看護師確保が

困難な状況のもとにあつて、国立ハンセン病療養所が国立の医療機関であることから民間並みの給与待遇を行うことが困難であるため、欠員が生じているということは事実でございます。

このようなもとではございますけれども、やはり大事な課題でございますので、引き続き、入所者の方々に対して良質な療養環境が維持できるよう、欠員解消に向けて努力していきたい、このように考えております。

○福田(衣)委員 ゼビソチは、やはり国の政策が間違っていたためにこのような状況に陥っていますので、責任を持つて取り組んでいただきたいと

いうふうに思います。

最後に、お願いですけれども、薬害肝炎の検証・検討委員会において、医薬品行政について第三者監視評価組織を設置すべきという最終提言が出されております。私も、以前、この委員会の委員でした。二年にわたり二十三回開催されて取扱いまとめられたこの提言を尊重していただきたいと

いうふうに思います。

私たち議員側としても、あらゆる手法を考えておるところでありますので、厚労省としても、ぜひ前向きに御協力をいただきたいとをお願いいたしまして、時間が来ましたので終わらせていただきます。

○池田委員長 次に、三宅雪子さん。

○三宅委員 民主党の三宅雪子でございます。本

日に、質問の機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

○辻副大臣 御指摘をいただきましたSSRIと

長いんですねけれども、SSRIについて、アメリカ食品医薬品局、FDAでは、小児への投与を推奨しないとの勧告を出しています。いわば好ましくないという勧告なわけですけれども、日本では、このSSRIにつきましてどのような対応になつていますでしょうか。現状をお聞かせください。

○辻副大臣 御指摘をいただきましたSSRIと

言われます抗うつ薬の小児への投与につきまし

て、アメリカ食品医薬品局は、二〇〇四年に、抗

うつ薬は小児・青年期患者の自殺リスクを高め

る、抗うつ薬を小児・青年期患者に投与する際に

は臨床上の必要性とリスクのバランスを考慮すべ

きであるなどについて添付文書に含める決定をし

た旨の勧告を行つております。

さらに、二〇〇七年、アメリカの食品医薬品

早期介入、早期支援につきましては、慎重論と推進論、この二つがあるということを聞いています。わけなんですねけれども、厚生労働省は現在いずれの立場でいらっしゃるのか、牧副大臣にお伺いいたします。

○牧副大臣 御指摘のお話に関しては、精神保健医療のあり方に関する検討会等々でもさまざまに議論がございます、まだ現在進行形と言つてもいいのではないかと思うんですけれども。

もちろん、早期支援、早期介入によつて病状が重篤化するのをなるべく早目に抑えるべきだといふ御意見も当然ございますけれども、一方では、精神疾患に対する偏見の助長への危惧だとか、薬物療法を中心とした治療への不安というのももあつて、慎重に進めた方がよいという意見もございます。

なお慎重に検討を行う必要があるというふうに認識をいたしております。

○三宅委員 ありがとうございます。

同様の注意喚起が行われているということなん

ですけれども、国立精神・神経医療研究センター

病院の調べでは、小児神経専門医などに対するア

ンケートで回答があつた中で、何と七三%の医師

が薬物療法を用いており、そのうちの三九%は就

学前のお子さんに対してということございまし

た。まだ成長途中のお子さんに精神薬を投与する

ということには、私自身は大変抵抗を感じております。

○岡田政府参考人 児童思春期の患者への薬物療

法がどのように行われているかについては必ずし

も詳細を把握してございませんが、先生御指摘に

なりました調査で、発達障害を専門に診療する医

師に対して国立精神・神経医療研究センター病院

の医師が行つた調査がございます。

その調査では、先生御指摘のとおり、薬物療法

を行つて医師が七割いらっしゃるといふこと

でございます。

○岡田政府参考人 その医師が使つて

いる薬剤といつしましては、

抗精神病薬のリスペリドン、ピモジド、それか

ら、ADHD治療薬のメチルフェニデート、抗て

んかん薬、睡眠薬であつたといふことが報告され

てございます。しかし、どれだけの量を使つてい

るかについての報告は、いろいろと調べてみまし

たが、現状では報告はないということでおざいま
す。

統合失調症やうつ病、摂食障害などにかかるておられます児童思春期の方に対しては、症状を軽減する目的として薬物療法を行なうことは、重要な

るため、児童思春期の精神医療を専門とする医師のさらなる充実が必要だと認識をいたしております。

有し、適法に日本に在留されている、こういふ条
件でござりますけれども、その方々につきまして
は、昭和二十九年五月の通知に基づきまして、人
道上の観点から、予算措置という形で支給させて
いただいていへる、こういう大元でござります。

ち、外国人受給者の割合はどれくらいになつていい るんでしょうか。教えていただけますでしょ うか。

L 7 V

治療法の一つで、年齢や症状に合わせて、現場の臨床的な判断で種類や量を決められているというふうに伺っているところでござります。

治療法の一つであるというふうに認識しております
して、年齢や症状に合わせて、現場の臨床的な判断
で種類や量を決められているというふうに伺つ
ているところでござります。

○三宅委員 ありがとうございます。
お聞きした薬はいずれも、全部ではないんですね
けれども、大人に使用されている薬ばかりである
わけでございます。その薬に対して、量に関して
報告がないというのは、ちょっとよろしくないの
ではないかなというふうに思います。

子供に対する薬の使用量につきましては、ぜひ
規制を設けることが必要なのではないかというこ
とを一つ御提言させていただきたいというふうに
思ひます。

また、もう一つの問題は、児童心理を担う医師が不足していることがあるのではないかということです。

また、もう一つの問題は、児童心理を扱う医師が不足しているということがあるのではないかと
いうことです。
もともと児童心理学を扱う学部が少ないという
ことももちろん問題の一つではあるわけではあり
ますけれども、発達障害などのお子様を持つ多く
のお母様方が本当に困っていらっしゃいます。
児童思春期精神医療というそんなんですけれど
も、この分野の医師は現在どのくらいいらっしゃ
るんでしょうか。また、今後、こういった医師を
ふやしていく施策はとられているんでしようか。
お伺いいたします。

○牧副大臣 現在、児童思春期の精神医療を担当する全般的な医師の数というわけではないんですけれども、主な学会の認定医としては、日本児童青年精神医学会認定医という方が百七十四名、日本小児精神神経学会認定医が二百十三名となつております。

当然、この数が十分だという認識ではございませんので、児童思春期の方に適切な医療を提供します。

点となる病院を中心とする関係機関の連携体制の構築ですか、あるいは二十四年度の診療報酬改定でも、児童思春期の精神医療に対する評価を行なう等により、児童思春期精神医療の充実を図っているところでございます。

○三宅委員 予算措置ということで行われている
ということなんですが、こういったことがたびたび
行われているんでしょうか? これがまず一
つと、現在、局長通達に基づいて外国人に生活保
護費を支給していることは生活保護法に抵触するの

活保護受給者が約二百九万人でございますけれども、そのうち一世帯主が外国籍の方である生活保護受給世帯に属する人員、これは約七万三千人であります。全体に占める割合では約三・五%、こういう形になつてござります。

卷之三

今後とも、このような取り組みを通じて、医療の体制整備を進めるとともに、学校での対応や市町村での相談支援との連携など、さまざまな支援を通じて、地域で安心して暮らせるような体制づくりを進めてまいりたいと思っております。

○三宅委員 お聞きして、改めて、本当に少ないんだなということを感じました。ぜひ、全国のお母様方のために、地域間格差をなくし、何ヵ月も

○牧副大臣 生活保護法上は日本人ということになつておりますが、日本に住む永住者の皆さんに、法律に規定されていないけれども、法律で禁止されているわけではないので、人道上の観点からこれを支給するということがあるので、局長の通達という認識であります。

○三宅委員 ありがとうございます。
私の質問の趣旨は、外国人に対する支給の是非ではなくて、重要な法律が実態として局長通達などで変えられているということはどうなのかなと。そして、外国人の場合、資産のチエック、いわば本国の資産のチエックが非常に難しいとういうふうに思います。その一方、日本人は、現在、銀行の口座のチエックなど厳しくなっていくわけで

逆に不公平にならないようにしていただきたいと

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○池田委員長 次に、宮崎岳志君。

ター・ピロリ対策について伺いたいというふうに思っています。

おととしの、二〇一〇年十一月十二日なんですが、厚生労働委員会におきまして、雇用・能力開発機関去就案の審議が行なった際に、関連

男木村は、この質問が行われた際に、問題についての質問をさせていただきました。胃がんのほとんどはピロリ菌に起因するもの

である、ピロリ菌の検査を胃がん検診として認め
て、ピロリ菌の除去も保険適用していただきた
い、そり、うる頭、ござ、よ。

二〇〇六年にがん対策基本法が成立して以来
国会ではほとんどこの議論が行われておらず、

の観点からの質問は六年ぶりぐらいだったんですね。けれども、私も草分けとして取り組んできたつもり